

大田原市告示第 22 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、大田原市子ども未来館の使用料に係る徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 3 月 4 日

大田原市長 相 馬 憲 一

記

- 1 委託事務  
大田原市子ども未来館の使用料に係る徴収事務
- 2 委託の相手方となる団体の名称及び代表者並びに所在地  
名称及び代表者  
株式会社大田原まちづくりカンパニー  
代表取締役社長 瀧川 昌之  
所在地 大田原市中央 1 丁目 2 番 14 号
- 3 委託期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで